

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に寄せられた御意見と旭川市の考え方

意見提出手続の期間：令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）

意見提出者数及び意見数：1人（個人1，団体0）から3件

No.	御意見の内容	御意見に対する市の考え方
1	<p>・P68 イについて</p> <p>ケアプラン点検は、国が定めた介護給付費適正化事業の一環として行われるものであるため、実施は必要であると思われま。しかし、実際に利用者への支援を行うのは、ケアの現場を担う介護職員をはじめとする現場職員です。すべての利用者がリハビリテーション専門職へのアクセスがある訳ではなく、また、リハビリテーション専門職のマンパワーにも限界があるため、行政として現場の介護職員等に対する自立支援に関する知識の普及啓発に努めるべきと感じられました。行政が率先して介護保険に関わるあらゆる専門職へ自立支援の普及啓発と介護支援専門員へのケアプラン点検を行うことで、より高い効果が得られると感じました。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、介護現場のあらゆる職種に対し、自立支援の考え方を普及することが必要と認識しており、これまで、旭川市ケアマネジメント基本方針等において、本市の自立支援の考え方や取組については、適宜、全ての介護事業所に周知しております。</p> <p>本計画においては、介護保険制度における支援の中核的な役割を担う介護支援専門員が作成するケアプランを通じて、介護現場の状況や課題を把握させていただく必要がありますので、今後も、ケアプラン点検等の取組を通じて、介護支援専門員の方々と連携し、市内関係者に対する自立支援に関する知識・技術の普及啓発の取組を強化してまいります。</p>
2	<p>・P98 ア④について</p> <p>「あさひかわ安心つながり手帳」が平成30年頃から配布が開始され、今後の配布計画数が設定されておりますが、利用者への認知度・活用度、医療福祉連携への貢献度等、その効果の検証がなく、配布することが目的になってしまっていると感じます。手帳の製作に貴重な市民の血税が投入されている以上、効果の検証ないまま、ただ配布が継続されることがないように運用していただきたいと思ひます。</p>	<p>「あさひかわ安心つながり手帳」につきましては、高齢者御本人と関わりのある医療機関や介護事業所、緊急時の連絡先等を記入していただくことで、医療・介護関係者が連携相手を把握し、つながりを生かした支援をすること等を目的として、要介護認定を受けられた方に、市内の介護支援専門員などから配付しているものです。</p> <p>いただいた御意見につきましては、医療・介護関係者の連携において手帳がより効果的に活用されるよう、今後の運用において参考とさせていただきます。</p>

No.	御意見の内容	御意見に対する市の考え方
3	<p>・全体を通して</p> <p>旭川市内の地域包括支援センターには、旭川市独自に認知症支援の専門職として精神保健福祉士が配置されておりますが、本計画案には「精神保健福祉士」の文字がひとつもありません。認知症支援の専門職として地域包括支援センターへ配置を義務付けた以上は、認知症地域支援推進員と読み替えるのではなく、その役割を計画中にも位置付けるべきと考えます。</p>	<p>認知症施策を推進するにあたり、精神保健福祉士が持つ専門的視点は大変重要なことと認識しており、中心的な役割を持つ職種として、国で定められた保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加えて、旭川市では独自に配置しているところです。</p> <p>本計画においては、他の3職種とともに専門的視点と特性を活かして互いに連携しながらチームとして対応する必要があることから、その位置付けも他の職種と同様と考えております。</p> <p>いただきました御意見につきましては、認知症支援の参考としながら多職種が連携して認知症の方やその家族を支える地域づくりを進めてまいります。</p>